



Advise

i-Mark C.P.T.A. Corporation

第140号

送信日 2017/07/14

アイマーク税理士法人

文責 頃末

<http://www.i-mark.jp>

修繕費と資本的支出

固定資産の修理や改良のために支出した金額は、その実質により、修繕費として費用計上される場合と、取得原価に含まれて資産となる場合(=資本的支出)とに区別されます。実務上、どちらになるのか判定が難しいケースも多いのですが、以下の様な考え方により区別・判定をすることになります。

1. 修繕費および資本的支出とは

修繕費とは、固定資産の修理や改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の通常の維持管理や原状回復のために要したと認められるもので、支出した時に経費として処理されます。

一方、資本的支出とは、その修理や改良等が固定資産の使用可能期間を延長させたり、価値を増加させたりすると認められるもので、取得原価に含められ資産として処理されます。

2. 資本的支出と修繕費の例

【修繕費となるもの】

- (1)建物の移えい又は解体移築に要した費用の額
- (2)機械装置の移設に要した費用の額(解体費を含みます)
- (3)地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額
- (4)建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の侵害を受けることとなったために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額
- (5)使用中の土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額および砂利道又は砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額

【資本的支出となるもの】注)建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たります

- (1)建物の避難階段の取付等、物理的に付加した部分に係る支出の額
- (2)用途変更のための模様替え等、改造又は改装に直接要した支出の額
- (3)機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した支出の額のうち、通常取替えの場合に要すると認められる費用の額を超える部分の金額

3. 少額または周期の短い費用の場合

納税者の便宜を図る観点から、金額の小さい場合や周期の短い費用については特例があります。次のような場合は、上記の原則に拘らず修繕費として処理することができます。

- (1)一つの修理、改良等のために要した費用の額が20万円に満たない場合
- (2)その修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが明らかである場合

4. その他

一つの修理、改良等の金額のうち修繕費であるか資本的支出であるかが明らかでない金額がある場合でも、下記に該当すれば修繕費とすることができます。

(1)その金額が60万円に満たない場合

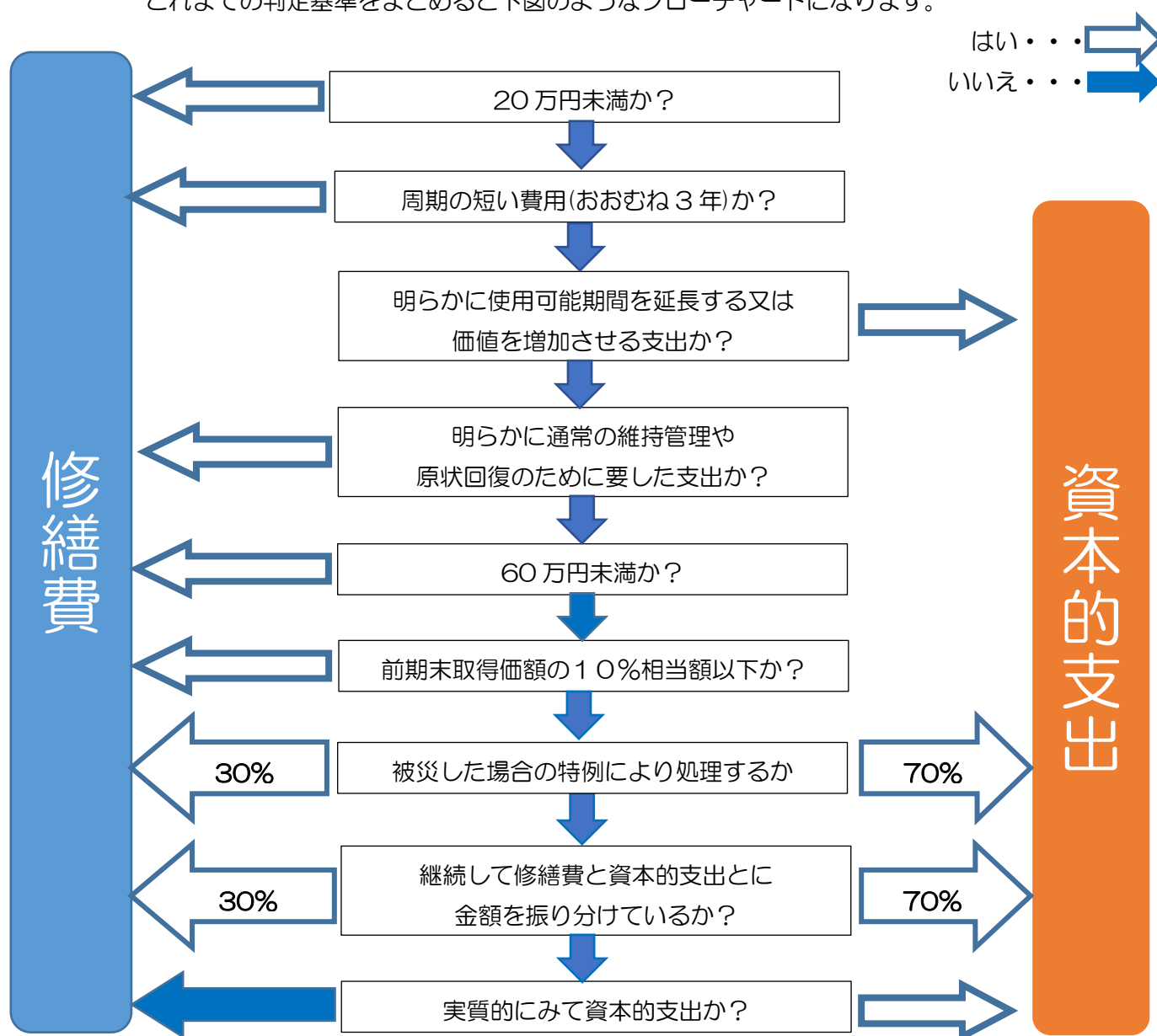
(2)その金額が修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下の金額である場合

(3)継続することを条件に、その修理、改良等のために要した金額の30%相当額と固定資産の前期末における取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とする場合

その他、災害により被害を受けた固定資産の場合にも特例があります。

5. 判定のためのフローチャート

これまでの判定基準をまとめると下図のようなフローチャートになります。



この考え方を基本としながら事例ごとに慎重に判断する必要がありますので、ご不明な点は担当の者にご相談下さい。